

令和2年9月15日
日本弗素樹脂工業会
環境委員会

PTFE マイクロパウダー (低分子量 PTFE) 中の PFOA に対する化審法による規制について

POPs 条約 (国連：残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約) にて、平成 31 年 5 月 3 日に PFOA を規制対象物質とすることが採決されました。この影響として PFOA について意図的な使用が禁止されることが決定致しました。これを受けて日本においては化審法の第一種特定化学物質に PFOA 及びその塩が指定される見込みとなっております。化審法の最新動向と致しましては当初の予定より遅延しており、現時点では 2021 年 10 月頃に施行される見通しとなっております。^{*1}

PTFE マイクロパウダーについては製造プロセスに高エネルギー照射工程を含む場合、PFOA が副生することが判明しております。化審法では副生での発生であっても対象となりますので、該当製品の製造各社は対策品の供給や BAT(Best Available Technology) 報告をすることで、対象製品を継続使用できるように関係省庁との協議を続けております。具体的な対応につきましては、製造各社へお問い合わせ下さい。

*1 現在の化審法 / 状況は以下 Web-site を参照下さい。

https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/r02_02_03_00.pdf